

令和 4 年 2 月 1 5 日  
豊島区医療的ケア児等支援協議会

## 医療的ケア児等コーディネーターの配置に向けて

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、市区町村においては、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員、保健師、訪問看護師等の配置を促進することが必要であると示されている（参考資料 3-1）。

そこで、医療的ケア児等コーディネーターに期待されている役割等を踏まえ、豊島区内事業所だけでなく豊島区自治体として、コーディネーターの配置について検討を進めていく。

### 1. 概要

#### （1） 医療的ケア児等コーディネーターとは

コーディネーターは、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがるサービスの利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進するといった役割を担う者である。

#### （2） 医療的ケア児等コーディネーターに求められる人材

コーディネーターについては、医療的ケア児に関するコーディネーターを養成する研修を修了するとともに、必要に応じ相談支援従事者初任者研修を受講することが望ましいとされている。

### 2. 東京都医療的ケア児等コーディネーター養成研修について

東京都は、都内の事業所・自治体に所属する相談支援専門員、保健師等、今後、地域において医療的ケア児の支援を総合調整するコーディネーターの役割を担う予定のある者を対象として医療的ケア児等コーディネーター養成研修を実施しており、区内においては、令和 4 年 1 月現在、民間相談支援事業所 4 か所に研修修了者が在籍している。

プログラム内容は、医療的ケア児等支援に関する医療的ケアや福祉に関する知識と、関係機関との連携や医療的ケア児等のためのサービス等利用計画作成について具体的手法を習得できる内容となっている。

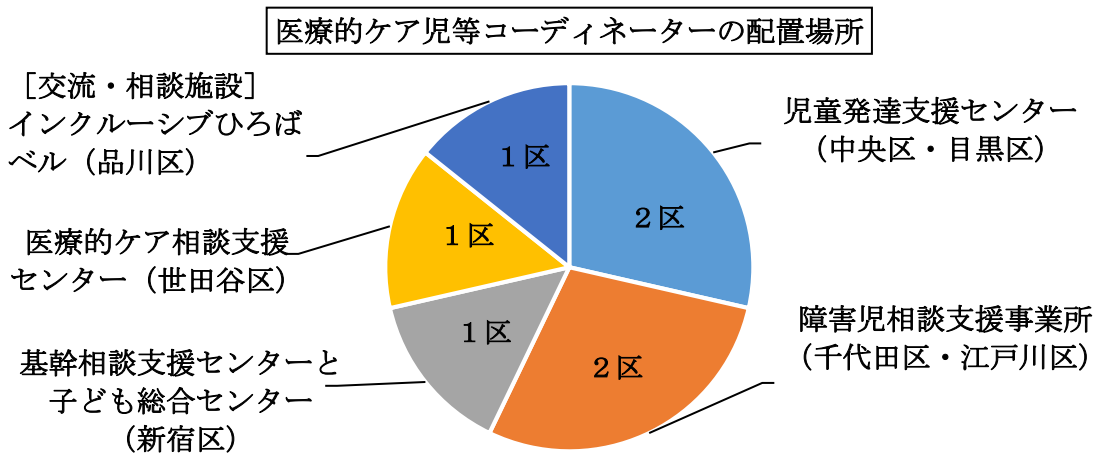
（参考資料 3-2）

東京都医療的ケア児等コーディネーター養成研修 研修案内・プログラム

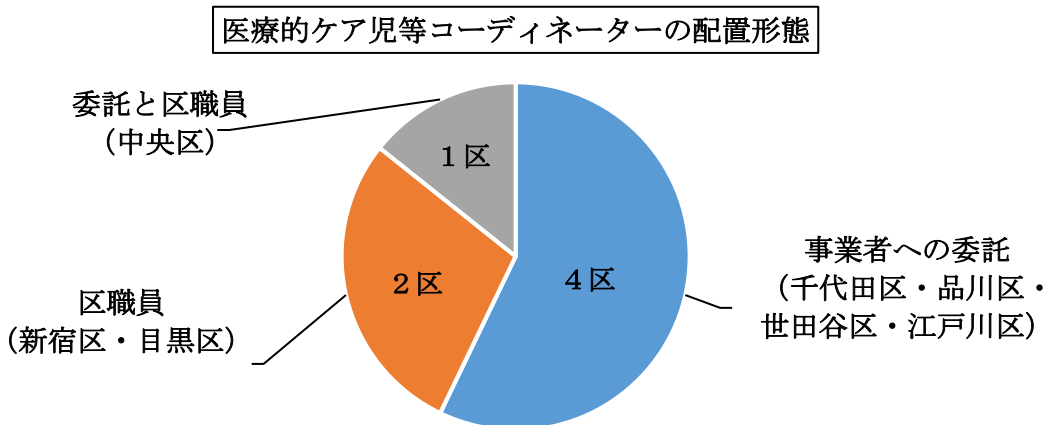
### 3. 他区の状況

現在、23区では7区が医療的ケア児等コーディネーター12名を配置している（令和3年5月時点）。豊島区でのコーディネーター配置はない状況である。

配置場所は、児童発達支援センター、障害児相談支援事業所がそれぞれ2区あり、その他の3区ではそれぞれ施設に配置している。



配置方法は、事業者への委託による配置が4区、区職員による配置が2区、委託と区職員による配置が1区となる。



## 4. 配置に向けた検討

### (1) 主な役割

- ・医療的ケア児等とその家族が必要とする関連分野（保健、医療、福祉、子育て、保育、教育等）にまたがるサービスを総合的に調整する。
- ・医療的ケア児等とその家族及び支援者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、適切な関係機関のサービス、支援につなげる。
- ・医療的ケア児等の地域における課題の把握を行うとともに、必要に応じて協議会の場に参画し、情報共有、意見交換を行う。

### (2) 配置場所等

- ・障害福祉課及び関係各課で配置することが可能か検討する。
- ・東京都医療的ケア児コーディネーター養成研修を修了した専門職員（相談支援専門員、保健師、訪問看護師等が望ましい）とされている。